

JR西日本におけるPiTaPaポストペイサービス（後払い）の ご利用開始日およびサービスの詳細について

～2018年10月1日より利用開始～

西日本旅客鉄道株式会社（以下、「JR西日本」）およびスルッとKANSAI協議会は、JR西日本でのPiTaPaカードによるチャージ（入金）不要のポストペイサービス※の導入について既にお知らせしているところですが、このたびサービス開始日ならびにサービスの詳細を決定いたしましたのでお知らせいたします。

ますます便利になるICカード乗車券のサービスに、どうぞご期待ください。

※ポストペイサービス：1ヵ月間（1日～末日）のご利用代金を指定銀行口座から自動で引き落としする後払いサービスです。

1. サービス開始日

2018年10月1日（月）営業開始より

2. JR西日本におけるPiTaPaポストペイサービスご利用可能エリア

別紙1をご参照ください。

3. JR西日本におけるPiTaPaポストペイサービス

JR西日本ポストペイエリアの駅相互間のご利用で、PiTaPaカードで乗車駅（入場）、降車駅（出場）の自動改札機をご利用された場合に、ポストペイサービスを適用します。

※既にPiTaPaカードをお持ちのお客様を含めて、自動的にポストペイサービスを適用します。（カード内の残額（チャージされた額）からは減額されません。）

※その他詳細は**別紙2**をご参照ください。

4. JR西日本におけるPiTaPa割引サービス

PiTaPaカードでの1ヵ月間（1日～末日）のポストペイサービスのご利用実績に対して、以下のPiTaPa割引サービスを適用します。

<時間帯指定割引>

京阪神地区の特定の区間における、平日の10時～17時の間または土休日・年末年始の終日（始発列車から最終列車まで）の区間ごとの利用回数が4回以上の場合、4回目以降のご利用1回ごとに、その区間の運賃の30%または50%の割引を適用します。

<利用回数割引>

同一運賃区間の利用回数が11回以上の場合、11回目以降のご利用1回ごとに、その区間の運賃の10%の割引を適用します。

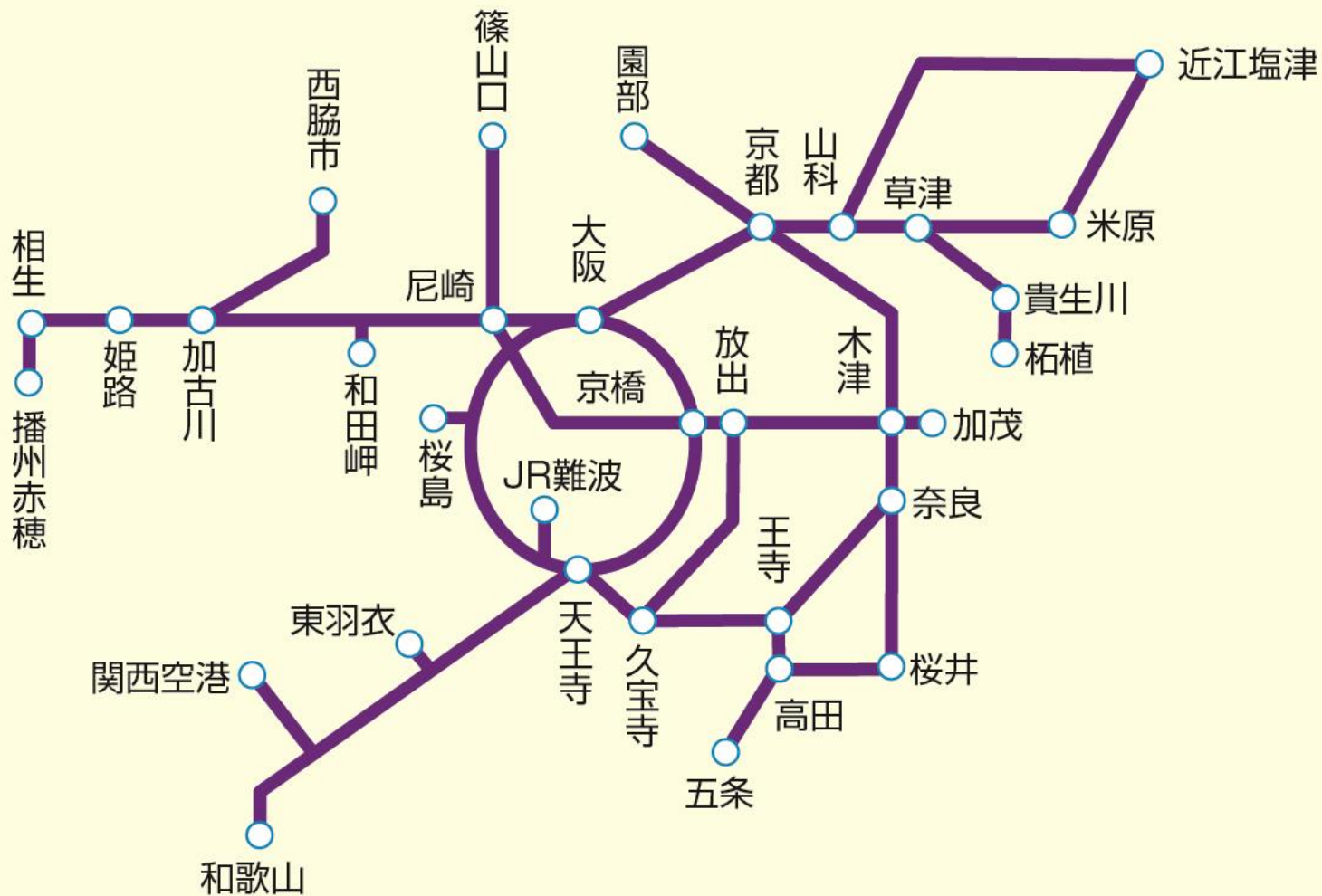
※PiTaPa割引サービス（時間帯指定割引・利用回数割引）のご利用にあたり、事前登録は必要ありません。

※その他詳細は**別紙3** **別紙4**をご参照ください。

※「PiTaPa」は、株式会社スルッとKANSAIの登録商標です。

以上

JR西日本ポストペイエリア



- **JR西日本ポストペイエリアの駅相互間のご利用で、PiTaPaカードで乗車駅（入場）、降車駅（出場）の自動改札機をご利用された場合に、**ポストペイサービスを適用します。
- この場合、PiTaPaカード内の残額（チャージされた額）からは減額されません。

PiTaPaポストペイサービスの適用とはならない場合

- 以下のご利用の場合、ポストペイサービスの適用とはなりません。
（PiTaPaカード内の残額（チャージされた額）からの減額となります。）
 - JR西日本ポストペイエリアの駅とポストペイエリア外（JR西日本以外の他社の駅を含みます）の駅間のご利用、ポストペイエリア外の駅相互間のご利用
 - のりこし精算機でのPiTaPaカードと他のきっぷを併用した精算
 - 自動券売機でのきっぷ購入 など
- その他、PiTaPa定期サービスの定期券区間内のご利用、新幹線でのご利用（スマートEXサービスとしてのご利用）、チャージ（入金）も、ポストペイサービスの適用とはなりません。

その他ご注意事項

- 既にPiTaPaカードをお持ちのお客様を含めて、自動的にポストペイサービスを適用します。
- キッズカード（小学生用）もポストペイサービスを適用します。（小児運賃適用）
- JR西日本の各駅では、PiTaPaカードへの定期券発売、再発行、オートチャージ（自動入金）等のお取扱いを行いません。また、ICOCA電子マネー加盟店でのPiTaPaカードによるお支払いはできません。

PiTaPaカードでの1カ月間（1日～末日）のポストペイサービス（後払い）のご利用実績に対して、以下のPiTaPa割引サービスを適用します。

割引名称	対象区間	割引条件および割引率
時間帯指定割引	JR京都線、JR神戸線、JR宝塚線の一部区間 ※具体的な対象区間は別紙4参照	<ul style="list-style-type: none"> • <u>平日の10時～17時の間に入場または出場された場合のご利用と土日・年末年始の終日</u>（始発列車から最終列車まで）のご利用が対象 • 「<u>時間帯指定割引適用区間</u>」の区間（グループ）ごとの利用回数が4回以上の場合、<u>4回目以降のご利用1回ごとに、その区間の運賃の30%または50%を割引</u>（割引率は区間により異なる） • 大人用カードのみ適用
利用回数割引	JR西日本ポストペイエリアの駅相互間	<ul style="list-style-type: none"> • <u>同一運賃区間の利用回数が11回以上の場合、11回目以降のご利用1回ごとに、その区間の運賃の10%の割引</u>を適用 • 大人用カード、キッズカード（小学生用）とも適用

※ PiTaPa割引サービスのご利用にあたっての事前登録手続きは不要です。

※ ご利用回数が4回以上のため時間帯指定割引が適用された区間（グループ）のご利用回数は、同一運賃区間の利用回数割引の利用回数にはカウントされません。

※ ご利用回数が4回未満のため時間帯指定割引が適用されなかった区間（グループ）のご利用回数は、同一運賃区間の利用回数割引の利用回数にカウントします。

別紙 4

時間帯指定割引適用区間および割引率

■JR京都線

グループ番号	適用区間	4回目からの割引率	所定運賃(円)
1	京都～西大路	30%	120
2	京都～桂川	30%	160
3	京都～向日町	30%	180
4	京都～長岡京 京都～山崎	30%	220
5	京都～島本	50%	300
6	京都～高槻 京都～摂津富田	50%	390
7	京都～JR総持寺 京都～茨木	50%	460
8	京都～千里丘 京都～岸辺	50%	550
9	京都～吹田 京都～東淀川 京都～新大阪 京都～大阪 西大路～大阪 桂川～大阪 向日町～大阪	50%	560
10	長岡京～大阪	50%	550
11	山崎～大阪 島本～大阪	50%	460
12	高槻～大阪 摂津富田～大阪 JR総持寺～大阪	30%	260
13	茨木～大阪 千里丘～大阪	30%	220
14	岸辺～大阪 吹田～大阪	30%	180
15	東淀川～大阪 新大阪～大阪	30%	160

■JR神戸線 ※一部JR東西線を含む

グループ番号	適用区間	4回目からの割引率	所定運賃(円)
16	大阪～塚本	30%	160
17	大阪～尼崎 北新地～尼崎	30%	180
18	大阪～立花 北新地～立花 大阪～甲子園口 北新地～甲子園口	30%	220
19	大阪～西宮 北新地～西宮 大阪～さくら夙川 北新地～さくら夙川 大阪～芦屋 北新地～芦屋	50%	300
20	大阪～甲南山手 北新地～甲南山手 大阪～摂津本山 北新地～摂津本山 大阪～住吉 北新地～住吉	50%	390
21	大阪～六甲道 北新地～六甲道 大阪～摩耶 北新地～摩耶 大阪～灘 北新地～灘 大阪～三ノ宮 北新地～三ノ宮 大阪～元町 北新地～元町 塚本～三ノ宮 塚本～元町	50%	410

グループ番号	適用区間	4回目からの割引率	所定運賃(円)
22	尼崎～三ノ宮 尼崎～元町 立花～元町	50%	390
23	立花～三ノ宮 甲子園口～三ノ宮 甲子園口～元町 西宮～三ノ宮 西宮～元町	50%	300
24	さくら夙川～三ノ宮 さくら夙川～元町 芦屋～三ノ宮 芦屋～元町 甲南山手～元町	30%	220
25	甲南山手～三ノ宮 摂津本山～三ノ宮 摂津本山～元町 住吉～三ノ宮 住吉～元町	30%	180
26	六甲道～三ノ宮 六甲道～元町 摩耶～三ノ宮 摩耶～元町 灘～元町	30%	160
27	灘～三ノ宮	30%	120

■JR宝塚線 ※一部JR東西線を含む

グループ番号	適用区間	4回目からの割引率	所定運賃(円)
28	大阪～塚口 北新地～塚口 大阪～猪名寺 北新地～猪名寺 大阪～伊丹 北新地～伊丹	30%	240
29	大阪～北伊丹 北新地～北伊丹 大阪～川西池田 北新地～川西池田	50%	320
30	大阪～中山寺 北新地～中山寺 大阪～宝塚 北新地～宝塚 塚本～宝塚	50%	330
31	尼崎～宝塚 塚口～宝塚	50%	320
32	猪名寺～宝塚 伊丹～宝塚	30%	240
33	北伊丹～宝塚 川西池田～宝塚	30%	200
34	中山寺～宝塚	30%	190

※時間帯指定割引における利用回数は、「グループ番号」単位でカウントします。

(例：「京都～長岡京」と「京都～山崎」は同じグループ番号であるため、2区間のご利用回数を合算して割引額を計算します。)

※記載の所定運賃は、2018年8月1日現在の大人普通旅客運賃です。